

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室及び化学物質安全課
人事交流による医系技官募集について

地球温暖化に伴う極端な高温への懸念拡大により熱中症対策が喫緊の社会課題となっています。このため、2023年春の第211回通常国会において、熱中症対策強化のための気候変動適応法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和5年5月12日に公布されました。改正法では、今後発生し得る極端な高温に備える仕組みとして、熱中症特別警戒情報の発表、地域における対策強化のためのクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）・熱中症対策普及団体の指定などの制度を盛り込み、令和6年春から全面施行を予定しています。これを受け、環境省では、熱中症対策室を設置することとなりました。

本業務は、これまでの環境対策とは違い、環境部門のみならず、福祉・衛生部門、防災部門など、広汎な分野との連携が求められており、中でも救急医療の現場との連携は大きな課題であるため、救急現場の知見を持つ医師のご助力をいただきたいと考えております。加えて、環境保健（公害）は、花粉症、電磁波過敏症、化学物質過敏症など、必ずしも発症メカニズムが明らかとなっていない国内外の課題にも広く対応していくことが求められており、これらの課題についても医師の知見が求められているところです。

以上のことから、救急医療の現場に関する知見を有する医師に人事交流として着任いただき、熱中症対策室及び化学物質安全課にて御活躍いただければと期待しております。

1 配置先

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
（兼務先）化学物質安全課（エフォート率20%程度を想定）

2 配置時期

2024年4月1日から2年間（予定） ※期間終了後は派遣元に復帰となります。

3 人事交流として勤務して頂ける方

医師であって、以下の3つの条件を満たす方が対象となります。

- ① 救急医療に関する専門的知見を有する方（概ね医師免許取得後15年以下）
- ② 交流期間終了後の勤務について派遣元が責任を持って対応できる方
- ③ 行政での勤務に対する熱意を有する方

4 処遇

- ・ 処遇については、他の医系技官との均衡に配慮し、医師国家試験合格年を基準として、その後の職歴を勘案して決定されます。
 - ・ 臨床技能の維持を目的として、兼業申請ができます。承認されれば、業務時間外に臨床医・産業医として働くことが可能です（子細条件はお問い合わせください）。
- ※ 環境省にご勤務頂く場合でも、厚生労働省の医系技官としての人事交流となるため、参考として厚生労働省医系技官採用情報もあわせてご参照下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/>

5 募集人数

1名

6 募集期間

2024年2月29日（木）まで

7 連絡先

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課

電話 03(5521)8250 メールアドレス hoken-kikaku@env.go.jp